

VIII 2024年7月3日最高裁判決が意味すること

- 1・2018年1月仙台地裁
60代女性が国家賠償請求訴訟提訴
- 2・判決の骨子
 - 1) **旧優生保護法は憲法違反である**
 - 2) 憲法上保障される権利侵害が明確であり、
国会議員の「**立法行為自体が違法であり、国の責任は極めて重い**」
 - 3) **除斥期間の適用は許されない。国は賠償責任を負うべき**である。

まとめ・・共に生きる希望という力

- 1・<ネガティブな優生思想>に抗うことは簡単ではない
→私たちの「**内なる優生思想**」の存在
 - 2・優生思想と人権侵害に抗うための視点
 - 1) 互いに存在する「**意味**」がある。
 - 2) 互いに存在する「**価値**」がある。
 - 3) 互いに存在する「**権利**」がある。
- ・「**社会的弱者**」（障害者・子ども・高齢者・多様なマイノリティの人々）と「**共に生きる希望の力とは何か**」を歴史から学ぶ。
 - ・**優生思想が象徴する「排除・差別問題という人権侵害**」の問題と対峙する**勇気と覚悟**が必要